

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について

【国 基本指針】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

各区市町村の設置状況

	区市町村数	内訳
令和元年度末 設置済	24	(区部) 14区 中央区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区 (市町村部) 10市 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、調布市、町田市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市
令和2年度中 設置予定	15	(区部) 5区 渋谷区、中野区、豊島区、荒川区、江戸川区 (市町村部) 9市1町 青梅市、府中市、昭島市、日野市、国分寺市、国立市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町
検討中等	23	

(区市町村報告より作成)

